



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………二
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

告示

●東京都告示第七百四十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百八十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十七日

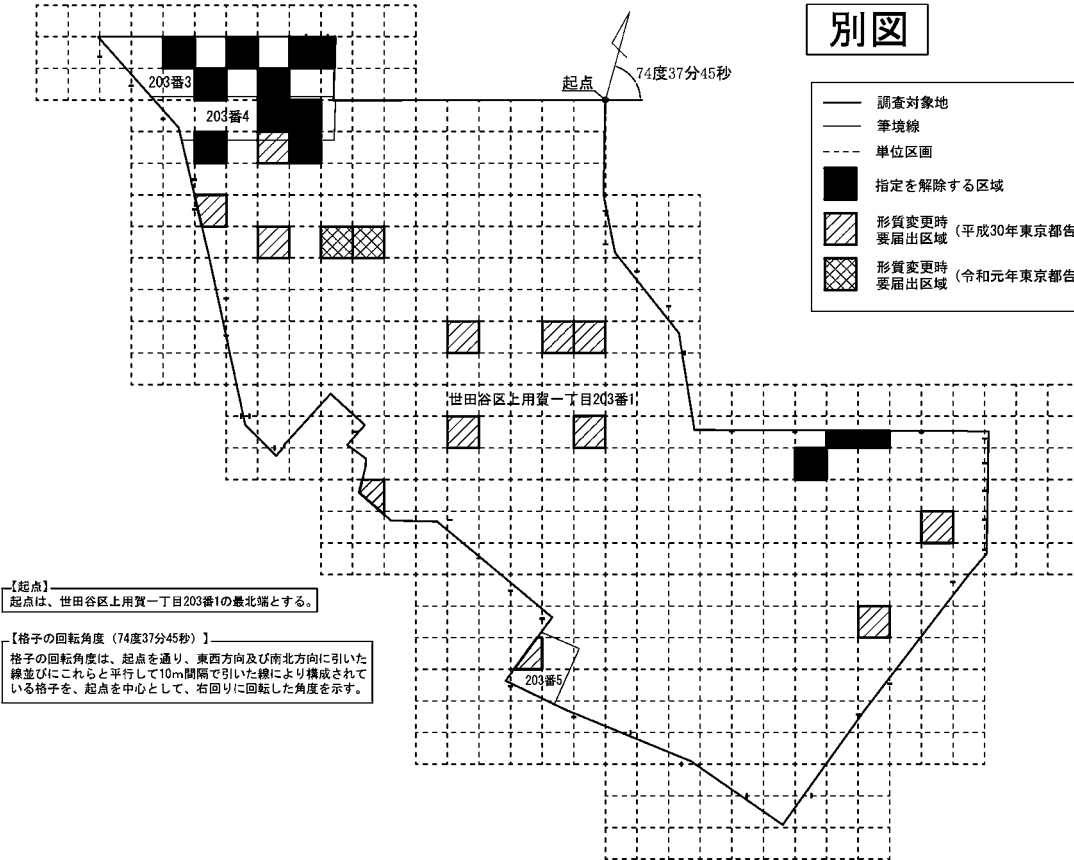
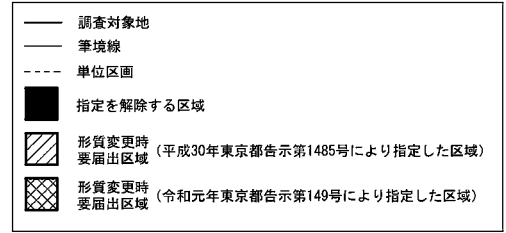
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区上用賀一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、世田谷区上用賀一丁目203番1の最北端とする。

【格子の回転角度（74度37分45秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第七百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、令和三年東京都告示第九百八十七号
 により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
 のとおり告示する。

令和四年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

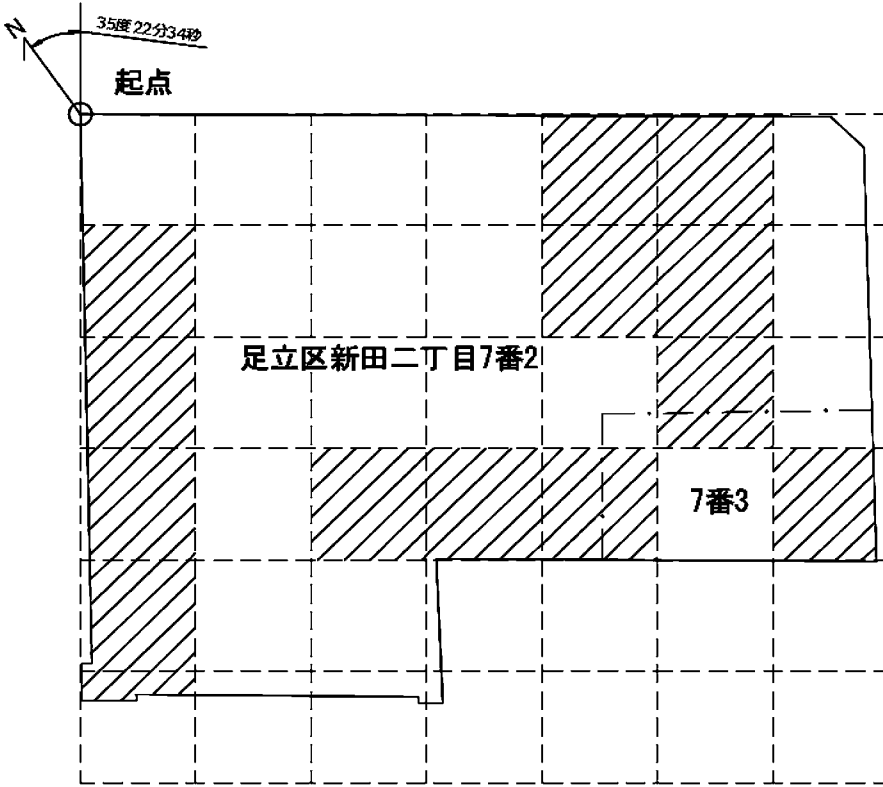
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区新田二丁
 目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
 に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
 化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びそ
 の化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化
 合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、足立区新田二丁目7番2の最北端とする。

【凡例】

— 敷地境界	▨ 指定を解除する区域
- - - 単地区画	- - - 筆境界

【格子の回転角度(35度22分34秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十三号

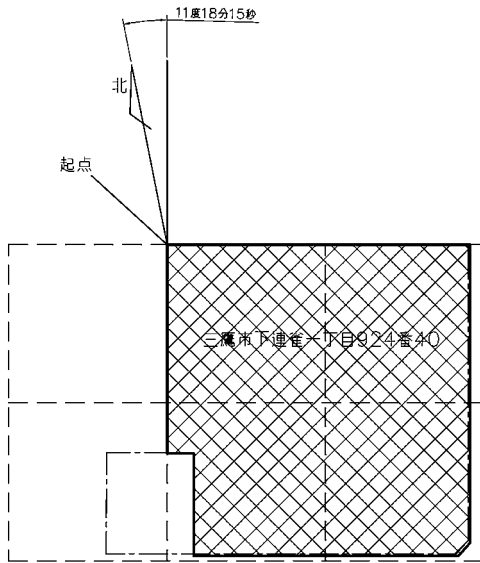
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第二百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（三鷹市下連雀一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 単位区画
- - - 筆境界
- 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、三鷹市下連雀一丁目924番40の最北端とする。

【格子の回転角度（11度18分15秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
 について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

認定NPO法人いきいきねっと

二 代表者の氏名

榎本 信哉

三 主たる事務所の所在地

中央区日本橋茅場町一丁目十三番十三号 七宝ビルディング五階

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名 (仮称)板橋区南町計画
二	店舗所在地 板橋区南町二十一番一ほか
三	設置者名 簗保全株式会社
四	意見
ア	聴取者 板橋区長
イ	概要 意見なし
ウ	収受日 令和四年五月二日
五	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
六	縦覧期間 令和四年五月十七日から同年六月十七日 まで。ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号)に定め る休日を除く。
七	縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

